

佐賀県告示第 139 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 第 2 項の規定により、佐賀県は、神埼地区消防事務組合から受託している公平委員会の事務について、その受託を平成 25 年 3 月 31 日限り廃止する。

平成 25 年 3 月 26 日

佐賀県知事 古 川 康